

USS 特殊車両コーナー規程

第1条(参加規則)

特殊車両(以下「車輛」という)のオークションについては本規程で特別な定めをしたものを除き原則としてUSSオークション規則に準ずるものとする。ただし、出品条件等については別途規則をもって定めるものとする。

第2条(出品車両の条件)

1. 出品車輛については、下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USSが出品を認めた車両等についてはこの限りではない。出品車輛の条件については、原則として。
 - ①運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの
 - ②市町村登録における標識交付証明書または廃車申告証明書が交付されているもの
 - ③登録制度のない建設機械等および構内作業等により登録書類の発生がないが、車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確であるもの
 - ④自ら走行可能なもの
 - ⑤完全な所有権の移転が可能なもの
 - ⑥その他USSオートオークション出品・落札規程に定める条件を充足する車輛
2. 前項の条件を満たしている場合であっても、USSが会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとする。

第3条(搬入・搬出)

1. 車輛の搬入は、USSが別途定めた時間までとする。
2. 前条1項の2号または3号に該当する落札車両等については、USSによる入金確認後の搬出とする。
3. 落札店が、所定の期限内に落札車両を搬出しなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延ペナルティをUSSに支払うものとする。

第4条(譲渡書類)

譲渡書類の取扱については、原則としてUSS書類規程に準ずる。ただし、第2条2号または3号に該当する車両等について、出品店はUSSが指定した証明書をUSSに提出するものとする。この場合の提出期限および書類遅延ペナルティについても、書類規程に定めるところによる。

第5条(代金決済)

USSは、オートオークション規則に定めるところに従い、出品店に対して落札代金を支払う。ただし、第2条1項の2号または3号に限り、出品店に対する成約車両代金等の支払いは、落札店よりUSSへ落札車両代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

第6条(検査規程)

出品車輛の検査については、原則として USS 検査規程に準ずる。ただし、評価点はすべてX点とする。

第7条(クレーム規程)

1. クレームの処理については、原則としてUSSクレーム規程に準ずる。ただし代金減額請求ができるものは、エンジン等主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷(色違い等含む)および車載工具等の不足については、認めないものとする。
2. 下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
 - ①災害車(雹害車含む)
 - ②修復歴車
 - ③スポット溶接部品交換
 - ④車歴の相違
3. 前項いずれの場合でも、代金減額請求および契約解除が相当であると USS が認めた場合にはこの限りではない。

第8条(免責)

会場へ搬入後の車輛の保管については屋外での保管とする。なお、天候等により生じた車両等の故障および損害について、USS は一切の責任を負わないものとする。

USS 事務局
平成20年1月